

企画競争説明書

業務名称： ルワンダ国ICTを活用した初等理数科学びの改善プロジェクト

調達管理番号： 21a00203

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年5月19日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年5月19日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ルワンダ国 ICT を活用した初等理数科学びの改善プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年8月 ～ 2026年10月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年8月 ～ 2022年1月

第2期：2022年2月 ～ 2024年5月

第3期：2024年6月～2026年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期（契約履行期間：6ヶ月）

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の40%を限度とする。

第2期（契約履行期間：28ヶ月）

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

第3期（契約履行期間：29ヶ月）

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の16%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の16%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します。

第2期（契約履行期間：28ヶ月）

1) 2022年度末（2023年2月頃）

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：小菅 恵理子 Kosuge.Eriko2@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求

めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する

ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年5月28日(金) 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年6月3日(木)までに当機構ウェブサイト上にて行います。(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年6月18日(金) 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年5月12日版)」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

本邦研修に係る経費

教材およびICTソリューションの開発・導入に係る経費を含む再委託経費

広報に係る費用

機材調達にかかる経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) RWF 1 = 0.11163 円

b) USD 1 = 108.842 円

c) EUR 1 = 131.973 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／教師教育
- b) ICT 利活用 1
- c) ICT 利活用 2／教材開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 35 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年7月7日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。

詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される

べき関係を有している。

- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: ICT 利活用型教育に係る業務、教師教育に係る業務、保護者・コミュニティ連携に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、25 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/教師教育

➤ ICT 利活用 1

➤ ICT 利活用 2/教材開発

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/教師教育)】

a) 類似業務経験の分野: 教師教育、ICT 利活用型教育に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域: ルワンダ及び全途上国

c) 語学能力: 英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 ICT 利活用 1】

a) 類似業務経験の分野：ICT 利活用に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ルワンダ及び全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 ICT 利活用 2 / 教材開発】

a) 類似業務経験の分野：ICT を活用した教材開発に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ルワンダ及び全途上国

c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	10	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	40	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	50	
	26	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／教師教育</u>	21	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	4	
エ) 業務主任者等としての経験	4	
オ) その他学位、資格等	2	
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) 業務主任者等としての経験	—	
オ) その他学位、資格等	—	
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	5	
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	
イ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>ICT 利活用 1</u>	12	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>ICT 利活用 2／教材開発</u>	12	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年6月23日（水）16：30～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ルワンダ国ICTを活用した初等理数科学びの改善プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ルワンダ共和国（以下、ルワンダ）は、長期開発計画“VISION2050”において、持続的な知識基盤型社会の実現に向けた重点分野の筆頭に人的資本開発を掲げ、その根幹となる教育の質とアクセスの改善に積極的に取り組んでいる。特に基礎教育²の無償化やメンター制度の導入をはじめとした様々な施策により、初等教育純就学率98%（2017年）など高い水準で教育のアクセス改善を達成している³。他方で、急速な就学者増に学びの質が追いつかず、校舎・教室不足、教員およびその監理の質等の要因から、初等1年生のうち、6年生まで到達できる割合は68%、前期中等までの基礎教育を修了できる割合は僅か38%（2018年）⁴に留まっている。また、国家試験⁵において政府の定める学習到達水準に達した初等5年生の割合は、読解力で44.1%、計算力で38.3%（2014年）と、子どもの基礎学力の習得は十分では無い。さらに、世界銀行の人的資本指数（Human Capital Index、以下「HCI」）によると、ルワンダのLearning Adjusted Years of School（以下「LAYS」）は僅か3.9年（168/174カ国）と示されている。

このような状況に対しルワンダ政府は、ICTを活用した学力向上・教育改善に取り組んでいる。しかしながら、教職員のICT利活用能力や学習用コンテンツが十分では無く、学校教育におけるICT統合型教育の推進は未だ深刻な停滞状況にある。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校への対応策として実施されたテレビ・ラジオ上での教育番組の配信も、学習状況のモニタリングやアセスメント体制・家庭学習に対する保護者や教員による支援が課題となり、十分な学習効果が得られていない。

ルワンダ教育省（Ministry of Education、以下「MINEDUC」）が教育の質とアクセスの改善に向けて策定した5カ年（2018/19-2022/23）の教育セクター戦略計画（Education Sector Strategic Plan III、以下「ESSP3」）では、9つの優先課題として「科学技術・工学・数学分野の教育（Science, Technology, Engineering,

² ルワンダの教育制度は、就学前教育3年間（4-6歳）、初等教育6年間（7-12歳）、前期中等教育3年間（13-15歳）、後期中等教育3年間（16-18歳）から成り、初等教育から前期中等までの12年間は基礎教育である。

³ Ministry of Education, “2019 Education Statistics”

⁴ World Bank, “Rwanda Quality Basic Education for Human Capital Development Project”

⁵ Learning Achievement in Rwandan Schools (LARS)

Mathematics、以下「STEM教育」)の強化)および「ICT活用の強化」が定められている。特にICT活用強化においては、“ICT in Education Policy”(2016年)のもと、小中学校へのICT機器配備型教室の整備やICT利活用型授業の推進に取り組んでいるが、進捗は電化率や端末等の設備整備に留まっており、目標としているICTによる学力向上に向けた取組は十分では無い現状である。また、MINEDUC内のHCIタスクフォースは、教育のアクセスと質の改善のための取組として「学習活動への保護者の参画・関与の推進」も挙げている(2020年)。

そこで本事業では、教員養成校と付属小学校(デモンストレーションスクール)の教職員・生徒のICT利活用型授業能力および理数科学力向上を通じて、特に新規教員配属校における初等理数科の学びの改善を目指す。2008年以降我が国が取り組んできた理数科および教員研修強化の成果、特に「学校ベースの現職教員研修の制度化・質の改善支援(SIIQS)プロジェクト」で強化に取り組んだ、資質能力ベースカリキュラム(Competence-Based Curriculum、以下「CBC」)に基づく授業および現職教員の継続的職能研修(Continuous Professional Development、以下「CPD」)を積極的に活用し、ルワンダ政府が優先課題とする「ICT活用の促進」「STEM教育の強化」および「教員の能力・監理体制強化」を支援するものである。

また我が国は、他の技術協力および中小企業・SDGsビジネス支援事業を通じ、ICT活用の促進にも取り組んでいる。教育分野においても、学習者の学びの可視化・個別最適化による教員の指導力向上および子どもの学力向上に効果的であるほか、教材の再現性・質の均一化を通じて、誰ひとり取り残さない教育に寄与することから、ICT利活用に積極的に取り組んでいく。

第3条 プロジェクトの概要

1. プロジェクト名

ICTを活用した初等理数科学びの改善プロジェクト

2. 上位目標

教員養成校卒業生配属校の児童の理数科基礎学力が向上する。

3. プロジェクト目標

教員養成校およびデモンストレーションスクールにおける生徒・児童の理数科学力向上のための能力がICT利活用により強化される。

4. 期待される成果

- (1) 教員養成校における初等理数科関連科目の指導、学習とアセスメントがデジタル化される。
- (2) デモンストレーションスクールと周辺校におけるICT利活用による理数科学力向上に向けて、教員養成校とデモンストレーションスクールの連携が強化される。
- (3) デモンストレーションスクールと周辺校における学校・保護者間の連携強化を通じて、学校施設や家庭における児童の自己学習が促進される。

5. 活動

《成果①に係る活動》

- 1-1. 既存教材およびアセスメントの技術・ツールに関する調査を実施する。
 - 1-2. 学びの改善のための支援内容を特定する（他のプログラムや援助機関との連携内容を含む）。
 - 1-3. 教員養成校および初等教育のカリキュラムに基づいた教員養成課程用インタラクティブ・マルチメディア教材を開発する。
 - 1-4. 教員養成校生徒およびデモンストレーションスクール・周辺校教員を対象とする自己学習のためのオンライン教材を開発する。
 - 1-5. 開発した教材を検証・改訂する。
 - 1-6. 開発・検証・改訂した教材を教員養成課程で導入する。
 - 1-7. 学びの個別最適化に対応した総括的・形成的評価用マネジメントツールを開発する。
 - 1-8. 開発した教材を検証・改訂する。
 - 1-9. 開発・検証・改訂した教材を教員養成課程で導入する。
 - 1-10. 教員養成校卒業生と指導員のメンタリングと学び合いのためのオンラインプラットフォームを開発する。
- （以下、世界銀行との調整および JICA による調査の分析結果を踏まえて決定。）
- 1-11. 教員養成校指導員の ICT 利活用型理数科授業実践のための CPD 活動を促進する（開発した教材の導入研修を含む）。
 - 1-12. ICT 利活用型理数科教育向上に資する教員養成校間の連携・ネットワークを促進する。
 - 1-13. 教員養成校における ICT 端末・設備の維持管理体制強化研修を実施する。

《成果②に係る活動》

- 2-1. デモンストレーションスクールにおける理数科の学びの改善に係る既存の活動について調査を実施する（他プログラムや援助機関による支援も含む）。
- 2-2. 教員養成校とデモンストレーションスクールの相互合意による連携の内容を特定する。

（以下、世界銀行との調整および JICA による調査の分析結果を踏まえて決定。）

- 2-3. デモンストレーションスクールにおいて、ICT 利活用型教材を最大限活用した理数科モデル授業をデザインし録画する。
- 2-4. モデル授業を学校ベースの現職教員研修および教員の自己研鑽で活用する。
- 2-5. 教員養成校・デモンストレーションスクール・周辺校の理数科教員間の学び合いやメンタリングのためのネットワーキングを促進する。

《成果③に係る活動》

- 3-1. 自己学習の促進のために機能する学校-保護者間連携のメカニズムを検討する。
- 3-2. 個別最適化された学びを可能にする学校内および家庭学習用教材（デジタル・ノンデジタル両対応）を開発する。
- 3-3. 開発した教材を検証・改訂する。
- 3-4. 開発・検証・改訂した教材をデモンストレーションスクールで導入する。
- 3-5. 教員と保護者の連携による家庭学習用モニタリングツール（ICT 利活用型を想定）を開発する。
- 3-6. 開発したツールを検証・改訂する。
- 3-7. 開発・検証・改訂したツールをデモンストレーションスクールで導入する。

- 3-8. 自己学習を支援する関係者に対する研修を実施する（特に校長、教員、保護者、コミュニティ住民等）。
 - 3-9. 家庭及びデモンストレーションスクールにおける自己学習の実践を支援・モニタリングする。
 - 3-10. デモンストレーションスクールの経験を周辺校に普及・展開する。
6. 対象地域
全国の教員養成校、デモンストレーションスクールおよびデモンストレーションスクール所在セクター
7. プロジェクト期間
2021年9月～2026年8月（5年間）
8. 関係官庁・機関
教育省（Ministry of Education、以下「MINEDUC」）
教育庁（Rwanda Basic Education Board、以下「REB」）
郡教育機関（District Education Officer、以下「DEO」）
セクター教育機関（Sector Education Inspector、以下「SEI」） 等

第4条 業務の目的

「ICTを活用した初等算数における学びの改善プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき、C/Pと協働して業務（活動）を実施することにより期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構がルワンダ政府と締結したR/D（Record of Discussions）に基づいて実施される「ICTを活用した初等理数科学びの改善プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

1. 本事業で期待される成果（子どもの学びの改善）

本プロジェクトでは、教員養成課程やデモンストレーションスクールにおいてICTの利活用や自学自習の推進等による新たな学び方を導入し、その実践を強化することを通じて、生徒・児童の初等理数科学力が向上することを目指す。目標の達成度（技術支援や介入策の有効性）は、教員養成校の生徒並びにデモンストレーションスクールの児童の学びの向上（初等理数科）により確認することとし、詳細計画策定時に決定する指標については、生徒・児童の学力試験の結果等を採用することを想定する。プロジェクトチームは、児童・生徒の学びの現状を踏まえ、その改善に資する手立てとして教員のICT利活用型授業をどのように促進し、普及すべきか、上位目標まで視野にいたした協力の成果を発現していくためのシナリオ・仮説を設定し、これを実証すべくプロジェクト運営に取り組むこと。

2. 対象科目・教科

本プロジェクトの対象教科は理数科とする。具体的には、初等教員養成課程における初等理数科教育に関連する科目および初等教育課程のMathematicsとScience and Elementary Technology（以下SET）を対象とする。現時点で想定する介入の詳細については、第7条 業務内容5を参照のこと。

3. 段階的な計画策定によるプロジェクトの開始

本プロジェクトは、二段階計画策定により、基本計画が確定したのみで迅速に協力を開始し、プロジェクト開始後に詳細計画を策定したうえで本格活動を開始する。

合計5年間の協力期間のうち、2021年9月から2022年1月頃までの1段階目（詳細計画策定フェーズ）は、2021年5月に締結したR/Dに基づき、プロジェクトに係る現状・課題の調査・分析、およびルワンダ側関係者との詳細計画の検討を行う。プロジェクトチームは、適宜PDM・POの改訂・プロジェクトの詳細活動計画（案）策定を進めるとともに、これに対応する技術協力の具体的な内容や方針を提案すること。JICAは、プロジェクトチームとの相談および調査・協議の結果に基づくR/D改訂についてルワンダ側と合意するため、2022年1月頃を目途に詳細計画策定調査を実施する。

2022年2月頃から2026年8月までの2段階目（本格活動実施フェーズ）は改訂版R/Dに基づいて活動を行う。ついては、R/D改訂に依る活動の変更に伴う契約変更有無等について、プロジェクトチームと発注者は同時期に協議を行う。

また、段階的な計画策定により、現段階ではプロジェクト活動の詳細が確定できていないことから、教材およびICTソリューションの開発に係る経費を含む再委託経費の計上は別見積とする。

4. 直営長期プロジェクト専門家との協働

本プロジェクトの実施に際しては、業務実施契約専門家に加えて、「ICT政策支援／モニタリング・評価／業務調整」を担う長期派遣専門家（以下、長期専門家）1名を直営により2021年9月から派遣予定である。

長期専門家は、JICAの指揮のもと、本業務実施契約の業務従事者（業務主任者）と密接に連携し、プロジェクトチームの一員として、プロジェクト目標および成果の達成し、上位目標に寄与するための活動を行うため、本業務従事者の不在期間も含めてプロジェクト全体の運営を支援する。特に、本プロジェクトで開発する教材・ICTソリューションおよび活動の省庁承認に向けた政策・制度面の支援・調整により、プロジェクトの活動基盤と自立発展性の強化に取り組むほか、開発協力機関および他スキーム/セクター事業との連携・調整による相乗効果の拡大のための方策検討を行う。また、DAC6基準に基づくプロジェクト評価に資するモニタリング・分析を行い、プロジェクトの活動・成果への教育省・教育庁による評価を取付けると同時に、オーナーシップの醸成も図る。

本業務実施契約専門家は、上位目標・プロジェクト目標・成果の達成に向けて、長期専門家と効果的に協働すること。

5. 全国公立小学校への展開の可能性を踏まえた介入策の検討・提案

本プロジェクトにおける主な技術支援の対象は、直接的には教員養成校およびデモンストレーションスクールを予定しているが、上位目標では一般的な公立小学校における理数科基礎学力向上を目指す。

世界銀行や現在検討中のJICA有償資金協力等による学校施設等のICTインフラ・環境整備は期待されるものの、2019年時点でインターネット接続のある小学校は4割であること等も踏まえ、プロジェクト目標・上位目標の達成および中長期的な全国展開が可能な介入策を検討すること。

詳細計画策定フェーズを通じた立案は、必ずしも教員養成校やデモンストレーションスクールの教職員・保護者に対する介入に限定しない。期間中に実施した情報収集や分析の結果を踏まえ、プロジェクトの目標達成のために有効性・妥当性が高いと想定される手法を、教育省庁を含む運営・管理チームおよび実施チーム等と十分に協議の上、柔軟な発想で検討することが期待される⁶。

なお、プロポーザルにおいても、これまでの類似案件での業務経験等から、現時点で想定している介入案があれば実施方針の一部として提案することを歓迎する。

6. 世界銀行を含む開発協力機関との連携と期待される相乗効果

本プロジェクトの成果の達成に向けては、開発協力機関との有機的な連携を図り、プロジェクト実施の効果・効率性を高めること。

とりわけ世界銀行は、2018年10月にHuman Capital Projectを立ち上げ、JICAと教育・保健・栄養分野における連携強化を合意しており、ルワンダを連携強化に向けた最重点国の一つとしている。世界銀行はルワンダにて2019年から2024年まで基礎教育プロジェクトを支援し、教員の能力向上、学校環境改善、制度強化による教育の質の改善に取り組んでいる。同プロジェクトには、初等高学年向けの授業用補助教材や低学年向けのマルチメディア教材の開発に加えて、教員養成校・デモンストレーションスクールに対する技術支援も含まれることから、本プロジェクトの基本計画策定調査においては今後の連携について合意し、ルワンダ側と締結したM/M上でその旨を記載している。従って、詳細計画策定調査では具体的な連携活動の内容について合意できるよう、適宜教育省・教育庁および世界銀行との協議の上、報告書にて提案すること。

また、世界銀行以外にも、KOICA、Bridge International、FCDO、AIMS、UNICEF、USAID等が本プロジェクト活動に関連する事業を実施している。本プロジェクト活動において他開発協力機関による支援と重複・齟齬が無いよう、また、相乗効果が最大限に発揮されるよう、詳細計画策定フェーズで開発協力機関が支援する詳細な事業内容と活動進捗を調査すること。

本格活動実施フェーズにおいては、当該開発協力機関と密に情報交換・進捗共有しながら、効果的な連携体制を築き、開発効果の拡大に努めること。

7. 教育セクター計画と関連政策文書

⁶ 介入案として、たとえば、生徒の能動的な学習時間を増加させるための自習時間の導入や、習熟度別クラス（TaRL: Teaching at Right Level）の導入、School-based Mentorへの研修、課外学習の導入や関係者の動機付けに係る取組等も考えられる。

現行の教育セクター計画（ESSP3）では、ICTの活用による教育の質の改善が重要課題として、特にICTを活用した学習者中心型の授業実践について明記されており、本プロジェクトとの整合性が確認できる。その一方で、ICTの活用による教育の質の改善を実現していくための指針となるICT in Education Policyでは2019年までの活動しか記載されておらず、同政策文書の評価および後続文書の承認が確認されていない。そのため、本プロジェクトの活動の持続発展性および先方のオーナーシップに基づく実施体制強化のためには、本プロジェクトの活動について次期ICT in Education Policyや地方行政機関のパフォーマンスコントラクト（イミヒゴ：政府機関および職員が年間の活動計画を大統領と約束する文書）にて明記される必要がある。この点について、長期専門家と相談・連携し、活動推進のための政策的アプローチを積極的に行うこと。

8. 関係者のオーナーシップと能力強化

(1) 教育省庁職員

本プロジェクトは、R/DおよびM/M署名者は政策決定機関の教育省（MINEDUC）であるが、主な実施機関は教育庁（REB）であり、地方行政官の所属は地方行政省（MINALOC）である。円滑なプロジェクト運営には教育省の政策的リーダーシップやコミットメントが重要であり、実施レベル（成果・活動）においては、教育庁内の複数部局間の連携・協働が不可欠である。

活動に際しては、先方実施機関内の事業実施体制の強化を念頭に置き、成果の達成のためには、C/Pを中心とした先方関係者が高いオーナーシップを持つ必要がある。適宜運営チームを発足させる等の工夫を検討し、発足させたチームのプロジェクト終了後の位置付けや役割についても整理すること。

(2) 教職員・校長・地方行政官・保護者等

本プロジェクトにおいて、校長・Director of Studies (DOS) および地方行政官：Sector Education Inspector (SEI), District Education Officer (DEO) は、研修の実施や教員のフォローアップを担い、継続的な活動の実施や成否を左右する重要なアクターである。その他、教職員および保護者は、開発した教材を用いて授業および家庭学習支援を実践する。

そのため、これら関係者のプロジェクトへの参画と能力強化が、プロジェクト期間中および終了後の成果持続のための重要な要素となる。プロジェクトチームは教育省庁と協力して関係者の参画を促すとともに、プロジェクトの自立発展性のための能力強化を重視した活動を行うほか、適宜実務チームを発足させる等の工夫を検討すること。なお、発足させたチームについては、たとえば制度・政策上で活動が義務化される等、プロジェクト期間終了に伴い成果発現の持続性が失われることのないよう留意すること。

特に、プロジェクトの上位目標達成およびその後の全国展開の検討に向けて、教員養成校の教職員・生徒や、対象校所在地域のSEI・DEO担う役割については、詳細計画策定フェーズ時から仮説・シナリオを検討・特定し、プロジェクト期間を通じてC/Pらと共に見直し、必要に応じて修正すること。

9. プロジェクト終了後の展開を見据えた対応

持続性担保のため、本プロジェクトで開発された介入モデルとその活動が、教員研修や教員の評価、学校モニタリング等の既存の制度の中に組み込まれるよう、プロジェクト期間を通じてG/Pと検討・協議すること。また、その中で教育省および教育庁に対して提言すべき課題や学校現場で頻繁にみられる課題があれば提言として取りまとめ、現場レベルでの課題解決の方法として具体化する事項についてはマニュアル等の形で残すこと。

また、開発・導入した教材やICTソリューションがプロジェクト終了後も問題無く活用・監理されるよう、メンテナンス・アップデート・モニタリングおよびマネジメントの体制の構築・強化に留意すること。

持続性の観点においては、ランニングコスト（システム維持費用や人件費等）の留意すること。

10. Proof of Concept – PoC（事前検証）の実施

教材およびICTソリューションの開発・作成にあたっては、一定期間の検証・試行活動を実施し、動作や利用上の課題等を特定するほか、試行活動による学習効果についても検証（PoC）を行うこと。

正式導入・本番開発実施時に技術面・運用面においてクリティカルな問題が発生した場合、軌道修正のための時間・コストを多大に要する。（下図2「PoCを実施する目的について」参照）上記リスクを回避するために本活動において、PoCの実施計画を作成し、PoCの実施を行うこと。

図1. PoCを実施する目的について



11. 既存制度および先行事業のアセットの活用

プロジェクト終了後の持続性確保の観点から、介入モデルは可能な限りルワンダの既存の制度や活動に沿ったものとし、教職員や地方行政官および教育省庁に追加の負担を強いるものにならないよう努める。特に先行案件である「学校ベ-

スの現職教員研修制度化・質の改善プロジェクト」で推進された GPD 活動（DCC・SCC を含む）や School-based Mentor による新規教員支援、また、教育庁の e-learning プラットフォームや教職員用 Teams アカウント等は活用可能性が高いと考えられるため、プロポーザルにおいてはこれらを活用した活動の提案を歓迎する。

12. 現地企業との連携

ルワンダではビジネス環境整備や企業支援も促進しており、JICA は 2017 年から 2019 年まで「ICT イノベーションエコシステム強化プロジェクト」を通じて ICT 関連企業の環境基盤強化を支援し、若手スタートアップ企業育成プログラム「250STARTUPS」を実施した。ルワンダの民間セクターには教育系サービスを提供する企業も複数あり、本プロジェクトとの連携可能性が検討できる。プロジェクト目標および上位目標の達成を目的とする範囲で、プロポーザルにおいて、他セクターとの連携による相乗効果が期待できる活動を実施方針の一部として提案することを歓迎する。ただし、現地民間セクターを活用する場合は、長期的なサポートを見込むことができるかなど、持続性確保の観点を中心に十分考慮する必要があり、言語の適用性など総合的な判断をふまえ、現地企業と他国で展開されている企業のサービスと比較検討を行う。

13. 上位目標を含めたプロジェクト評価・モニタリングの枠組みと実施方法の検討

本プロジェクトでは、上位目標、プロジェクト目標、アウトプットの達成度について、何をどのようにモニター、評価するのか、詳細計画策定フェーズにて検討、提案すること。上位目標として、プロジェクトが支援した初等教員養成課程を卒業した教員に教えられた児童の学習到達度（初等理数科）が向上することを掲げているが、これを検証する手立てについてもあわせて検討する。

上位目標達成度の検証に向けてプロジェクト開始時に収集しておくべきデータがあれば、ベースライン調査時に追加的に収集するよう、その入手方法とあわせて、ベース・エンドライン調査計画書にて提案すること。ルワンダ国内で入手可能な教育指標（全国抽出学力調査など）についても最大限に活用すること。

14. 供与機材等

本プロジェクトの形成・合意にあたり、教育庁 ICT in Education 部局からは教職員用 PC やデモンストレーションスクールへの機材供与等のハード面の支援が要請された。他方で、本プロジェクトは技術協力のため大規模な機材整備は行わない方針であり、また、要請された機材の活用方針を含む具体的な活動内容が想定されていない段階であったため、供与物品については詳細計画策定時に検討することで合意している。プロジェクト目標の達成と自立発展性に鑑みて有効と判断される機材については、第 2 期・第 3 期契約交渉時に適宜検討する。なお、機材供与を提案する場合には、本経費を別見積もりとし、機材を供与する際には、機材調達リストの作成を含む一連の調達作業等を行うこと。

また、機材供与を含む有償資金協力の実施検討のため、2021 年 3 月より「ECD・教育分野における情報収集・確認調査」を実施し、デモンストレーションスクールの追加や、教員養成校およびデモンストレーションスクールの環境整備の可能性を含めて調査している。

15. 他スキームとの連携

(1) 有償資金協力（検討中）

JICAでは、本プロジェクトの実施期間中にルワンダにおいて教育分野の有償資金協力を実施することを検討しており、本プロジェクトとの連携による相乗効果の検討は必至である。そのため、2021年3月より「ECD・教育分野における情報収集・確認調査」を通じ、ルワンダの就学前教育から中等教育まで、政府の財政と実施体制含めた現状・課題を分析し、有償資金協力を念頭とした支援の可能性を調査している。

本プロジェクトにおいては、デモンストレーションスクールの追加や、教員養成校・デモンストレーションスクールの環境整備等を含め、本プロジェクトの成果拡充に資する有償資金協力との連携を念頭に、当該調査団と適宜情報共有・意見交換を図ること。また、調査結果を踏まえたJICAによる支援スキームの検討に際しては、本プロジェクトの現状や課題を踏まえて助言・調整を行うこと。

(2) 留学生事業

本プロジェクトで支援するICT利活用型教育および保護者/コミュニティ連携の領域について、ルワンダ側の中核的専門人材育成のために留学生を本邦に派遣する予定である。現時点では、第一バッチとして2021年10月～2023年9月に2名程度、第2バッチとして2023年10月～2025年9月に2名程度を本邦大学の修士課程に留学させることが計画されている。本留学生事業は、本プロジェクトの円滑な実施と持続性担保に密に関係しており、その人選や帰国後の活用についてアイデアがあれば、プロポーザルにて提案すること。

(3) 情報収集・確認調査

本プロジェクト実施に先立ち、「基礎教育のインパクト拡大のための情報収集・確認調査」「ECD・教育セクターにかかる情報収集・確認調査」が直近で実施されている。また、「ポストコロナにおける教育協力検討のための情報収集・確認調査」におけるICT分野の現地調査をモザンビーク・パプアニューギニア・ナイジェリアで実施する。当該調査を含む関連調査の結果を本プロジェクトで有効に活用するほか、調査内で挙げた提案の内包化に係る積極的な検討が期待される。

(4) 中小企業・SDGsビジネス支援事業

ルワンダでは、株式会社さくら社が初等算数学力向上のためのIM(Interactive Mathematics)の普及・実証事業を実施している。実証事業期間中であるため、具体的な成果や教育省庁側からの要望は得られていないが、先方の要望および学力向上成果を検証した上で、導入を検討すること。

(5) JICA海外協力隊（検討中）

本プロジェクトでは、対象校の日常的な指導・授業の中でICT利活用型教材が定着することを目指しており、中長期的にはJICA海外協力隊との連携も検討している。

16. JICA DX推進部門（STI・DX室）との連携

JICA では DX 主流化に向け、組織横断型で各部署を支援する STI・DX 室を設置している。JICA の DX 主流化の方針を考慮して活動を推進していくため、STI・DX 室関係者と定期的に協議しながら活動を進めていくこと。

17. インクルーシブ性への配慮

本プロジェクトの実施にあたって、教育庁からは、知覚・聴覚・言語障がいを持つ児童・生徒への配慮を求められている。特に教材の開発に際しては、多様なユーザーを想定し、インクルーシブ教育の推進に貢献し得るものとなるよう意識すること。

18. ジェンダー平等の推進

本プロジェクトの実施にあたっては、教育におけるジェンダー平等の推進に貢献するよう留意すること。特に、開発する教材や研修内容に、ジェンダーバイアス、ステレオタイプを軽減する内容を取り入れること。その他、ジェンダー平等推進に資する活動があると考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

19. 新型コロナウイルスの流行に関する対応

新型コロナウイルスの世界的な流行を受け、「JICA 健康と命のための手洗い運動」⁷で奨励しているように、衛生に関する啓発活動等、感染拡大防止に寄与する活動を実施すること⁸。

JICA 事業関係者の渡航は制限された状況が続いており、ルワンダにおいても休校を含む再度のロックダウン等の措置が取られている。流行が収束しない場合、数十名単位が集まる研修が実施できない事態も想定されるため、事前にそうした場合の対応策を準備しておくこと。

20. プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化に柔軟に対応すべく、プロジェクト活動を修正、変更する必要性が生じる場合がある。特に新型コロナウイルスが流行している現状においては、流行状況やルワンダ政府の方針に応じた柔軟な対応が必要となる。

この趣旨を踏まえ、業務従事者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握したうえで、必要に応じてプロジェクトがとるべきアプローチや活動内容の修正等について JICA 本部に提案することが求められる。JICA 本部は、業務従事者の提案について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

21. 技術成果品（特に教材・ICT ソリューション）の著作権の整理

⁷詳細は配布資料オ「『健康と命のための手洗い運動』キャンペーンへのご協力のお願ひ」参照。参考 URL : <https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/handwashing/index.html>

⁸プロジェクト活動内で実施可能な啓発活動、または新型コロナウイルスの感染拡大防止に寄与する活動をプロポーザルで提案すること。

ICTの強みの一つである撒布性・再現性・汎用性の高さから、開発・導入した教材等のルワンダ外の国における利用の可能性が考えられる。そのため、技術成果品については、ルワンダ側と著作権について整理し、書面で合意することとする。また、著作権の整理に伴い、システムの公開範囲・システムやデータ管理の権限設定を決定する。

第7条 業務の内容

本業務では以下の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない）。想定される業務の工程は、基本計画策定調査時の協議議事録（Minutes of Discussions）に添付のPO(Plan of Operation)に基づき、適切な工程をプロポーザルに含めて提案すること。なお、本プロジェクトは詳細計画策定フェーズを経て具体的な業務計画を立てることから、添付のPOは暫定的な内容である。

《詳細計画策定フェーズ》

1. プロジェクト実施体制の整備（関係者の職務、役割分担の明確化）

協議議事録（R/D）の記載事項を前提に、本プロジェクトの実施体制について、教育省・教育庁とともに関係者の職務と役割分担を検討し、関係者間で明確にして文書として取りまとめる。特に、本プロジェクトでは、教育庁内カリキュラム・教材部局（Department of Curriculum, Teaching and Learning Resources、以下「カリキュラム部局」）、教師教育管理・キャリア教育部局（Department of Teacher Development and Management & Career Guidance and Counseling、以下「TDM部局」）をはじめ、ICT部局（Department of ICT in Education、以下「ICT部局」）やSingle Project Implementation Unit（以下「SPIU」）等の複数部局と横断的に協働し、活動していく必要がある。従って、プロジェクトチームの構成について開始時に教育省・教育庁と協議・調整し、選定されたコアメンバーによるプロジェクト運営チームを形成する。また、適宜地方行政官や対象校からもメンバーを選定し、プロジェクト実施チームを形成する。

なお、C/P以外の教育・ICTセクター関係者や政府関係者による理解や積極的な関与を促すため、職務、役割分担をJCCで周知するとともに、教育省・教育庁から必要な通達等が発出されるよう支援する。

2. ワークプラン（詳細計画策定フェーズ）の作成

日本国内で入手可能な資料・情報（他国の類似案件を含む）を整理し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクトおよび詳細計画策定フェーズの基本方針・方法、実施体制案、業務工程計画等を作成し、JICA本部（人間開発部基礎教育第二チーム）の承認を得た上で、ワークプラン（詳細計画策定フェーズ）として取りまとめる。

3. ワークプラン（詳細計画策定フェーズ）の説明・協議・共有

ワークプラン（詳細計画策定フェーズ）についてルワンダ側と共有・協議し、最終化を図る。また、ルワンダ側との協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。

なお、プロジェクト開始後速やかに JCC を開催し、JCC メンバーへ同プラン内容を含むプロジェクトおよび詳細計画策定フェーズの概要を説明すること。また、現地でのワークプラン説明・協議を通して、ルワンダ側の関係者と役割分担や負担事項等を確認し、最終的な実施体制を確定させることとする。また、プロジェクト終了時には、JCC の機会等を利用して、教育セクター等関係者に対して成果を報告することとし、プロジェクト終了後の持続性についても関係者と十分に議論すること。

また、教育セクターの開発協力機関等を対象に、既存の開発協力機関の会合等の機会を活用し、C/P と共同でワークプランに基づいたプロジェクトの概要を説明し意見交換を行い、関係者間の共通認識を醸成する。

4. 介入策の提案に係る情報収集・実態調査

本プロジェクトの詳細計画を策定するにあたり、下記の内容について調査を行う。記載内容の他にも必要な項目があれば追加する。

(1) 各教員養成校の現状および教員養成・採用に関する政策・制度・実態

- 教員養成校全 4 コースにおける初等理数科関連の（新）カリキュラム実施状況（教材の分析、授業等における ICT 利活用の現状と課題および今後の計画方針）
- アセスメントの実施状況と改善計画（ICT の導入計画全般の詳細や関連するシステム・ツール等 ICT ソリューション有無、（初等理数科関連を中心とした）支援ニーズの分析等）
- 入学基準や生徒のレベル（理数科分野を中心に）および卒業生の進路状況
- 教員養成課程の質保証の現状と課題（進級および卒業試験・修了認定基準等）
- 初等新規教員の採用基準と合格率、配属方針、定着率/離職率の傾向およびこれらの要因分析
- 教員養成校関連教職員の採用基準、充足状況・能力水準（ICT 活用に加えて理数科教科知識、指導技術等）
- 教員養成校における指導員の職能開発の現状と課題（研修の内容と頻度等）
- 教員養成課程と現職教員研修の協働状況
- 世銀 QBEP および開発協力機関、民間企業・団体等による活動とその進捗・課題分析の支援の現状、課題、今後の予定および本協力による連携可能分野の特定

(2) デモンストレーションスクール・周辺校の実態および現職教員職能開発（CPD）や保護者/コミュニティ連携に関連する政策・制度と実態

- デモンストレーションスクール・周辺校の理数科科目において既存および導入予定の教材、アセスメント、関連する技術やツールの分析
- 世銀 QBEP および開発協力機関、民間企業・団体等による活動の支援の現状、課題、今後の予定および本協力による連携可能分野/活動の特定
- CPD（DCC・SCC・校内研修）を含む現職教員研修の実施内容と頻度、実態
- PTA 活動の実態と課題、家庭学習の実態と課題

- ICT 利活用推進に係る環境・取組・コンテンツ有無・教員研修実施有無を含む実態と課題
- 学力達成状況、学習時間
- デモンストレーションスクールの追加設定にかかる MINEDUC の検討状況（別途実施中の ECD 教育分野における情報収集・確認調査とも連携しつつ、ルワンダ側に適宜アドバイスを行い、本協力の対象校の範囲を検討する。）

(3) 既存の教材およびアセスメントの技術・ICTソリューションに関する調査

- 教員養成課程理数科教科書の構成・内容、配布・利用状況
- さくら社の Interactive Mathematics、世銀 QBEP の Scripted Lesson や Edutainment Multimedia Material 等の ICT 利活用型教材の仕様、実態、課題
- ICT ソリューション（Learning Management System（以下、LMS））ルワンダの情報通信・インフラ状況・政府のセキュリティ方針に応じ、幅広く比較検討・適切なシステムを判断できるように調査を行う。

（参考とする LMS）

Google Classroom（Google 社）：

<https://edu.google.com/intl/ja/products/classroom/>

Think! Think!（ワンダーラボ社）：<https://think.wonderlabedu.com/>

カーンアカデミー（Khan Academy 社）：<https://www.khanacademy.org/>

スタディサプリー（リクルート社）：<https://studysapuri.jp/>

Platon（ロゴスウェア社）：<https://platon.logosware.com/>

(4) ルワンダ国全体および学校教育現場および家庭における情報通信・インターネットの普及状況や政府の方針

具体的には以下を想定。現場における実態について、デスクレビューおよび現地調査を通じて現状調査を行う。

- インターネット回線の敷設有無・普及率
- 回線速度
- 有線/無線の普及割合
- 以下、情報通信関連の各デバイスの保有率（学校・家庭ともに）
 - パソコン
 - タブレット
 - スマートフォン
- データ（個人情報や機密情報）の取り扱いに関する政府の方針

（例）

- AWS や Microsoft Azure などのクラウドプラットフォームの活用に対する政府のセキュリティ方針。（クラウドプラットフォームの活用が政府方針に反する場合はオンプレミス型サーバーの活用を検討する必要があるため）

（参考）

AWS：<https://aws.amazon.com/>

- Microsoft Azure：<https://azure.microsoft.com/>

- Google Classroomなどのクラウドプラットフォームサービス(SaaS)の活用可否
(参考)

Google Classroom : <https://classroom.google.com>

- その他、関連する情報通信に関する政府方針や法律・制度の調査を行う。

(5) その他

- COVID19 対策計画に関連する計画・進捗・課題（本協力計画との連携、相互補完の可能性を検討する。また、COVID19 対策計画に加えて教育省により実施された取組の成果分析、今後の感染症対策方針についても適宜考慮する。）
- 対象校と初等教育分野における既存の理数科教材・ICT 利活用型教材の開発・普及状況（特に教員養成課程理数科においては既存の教科書のデジタル化を行うため、教科書の構成・内容について調べる。なお、中小企業・SDGs ビジネス支援事業で普及・実証事業を行っているさくら社の Interactive Mathematics や、世銀 QBEP が開発する Scripted Lesson や Edutainment Multimedia Material 等、可能な限り開発済教材の活用・連携を想定し、あらゆる既存教材について調査を行う。）

5. 詳細計画策定フェーズ報告書の作成

調査で得られた結果をもとに、本プロジェクトの上位目標・プロジェクト目標を達成するための介入策の提案に必要な分析を行う。調査・分析に係るエビデンスは、ルワンダにおける収集が望ましいが、類似条件を勘案し妥当と判断できるものについては、他国による実績や事例も排除しないものとする。

また、分析をもとに、初等理数科学力向上に向けて本協力でどのように課題解決に取り組むのかを具体的に示す効果の仮説を立案し、これに対応するプロジェクト詳細活動および技術支援の方針（案）を含む詳細計画策定フェーズ報告書を作成する（仮説の検証方法、プロジェクト評価・モニタリングの枠組みおよび実施方法（案）を含む）。提案には、プロジェクトで開発予定の教員養成校の授業、アセスメントおよび生徒による自己学習のための理数科デジタル教材・ICT ソリューションの仕様、初等理数科学力向上に向けた教員養成校とデモンストレーションスクールの連携案、デモンストレーションスクール児童の理数科個別学習教材のコンセプト（養成校生徒向け教材の適応および紙媒体含む）およびそれらを使った学校内・家庭での自学自習促進にむけた手立てと具体的な介入策、周辺校への成果普及に係る研修内容およびアプローチ、QBEP（世銀）との具体的な連携内容と附属校における活動内容の特定を含める。尚、提案内容については、教育庁、教育省、DEO、SEI、各学校教職員および保護者を含むプロジェクトチームおよび関係者と十分に協議して取り纏める。特に下記の内容について重点的に検討の上で提案する。

(1) 開発する教材の仕様

学びの改善効果や教職員・生徒による主体的活用の持続性を考慮した上で、本プロジェクトで開発する下記①～⑦の教材・ICT ソリューションの仕

様を提案する。既に導入・活用されている教材がある場合には、複数の教材や活動が乱立しないよう配慮する。なお、可能な限りルワンダおよび本邦の既存の教材をもとにした仕様を検討し、効率的に開発できるよう留意するほか、それぞれの教材・ICTソリューションを横断的に利用できるデザイン等を工夫すること。また、ルワンダの教育関連人材の育成・強化への貢献も検討する。

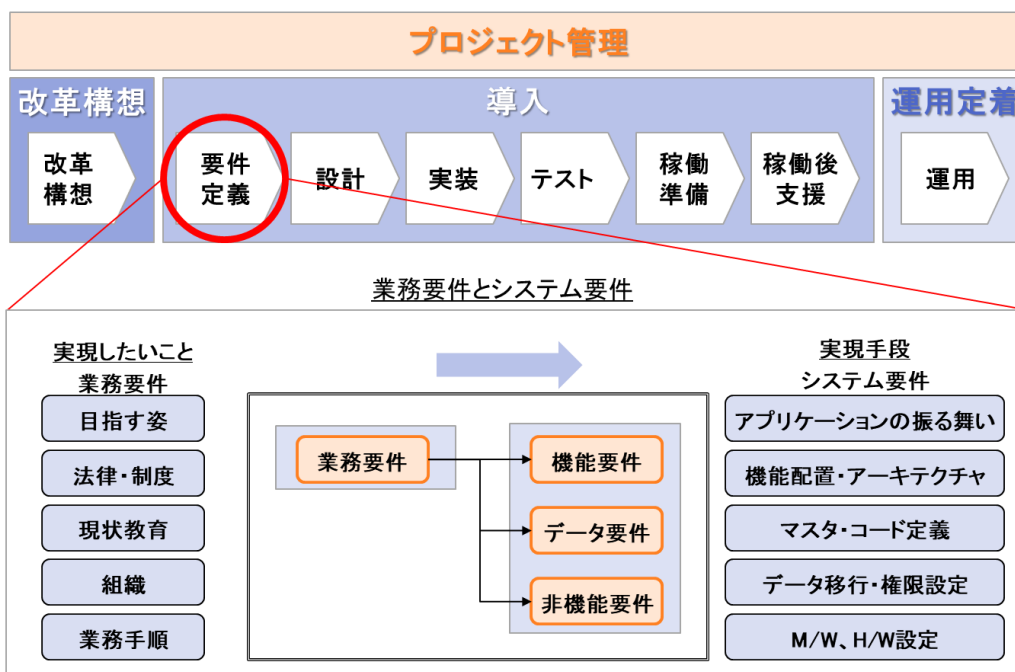
※ 仕様作成にあたって前提事項・共通事項

- 業務要件が確定していない状態で ICT ソリューションの仕様を決定し進めてしまうと、軌道修正に多くのコストと時間を要する。そのため、ICT ソリューションの仕様作成にあたっては、業務要件の定義が確定していることを前提条件とする。業務要件の考え方については、下図1「ICT ソリューション導入時の進め方」の左下部分「業務要件」を参照のこと。
- ルワンダの情報通信・インフラ状況・政府のセキュリティ方針に応じ、幅広く比較検討・適切な ICT ソリューションを選定すること。
- 導入コスト・ランニングコスト・システム保守運用・持続性を考慮し、ICT ソリューションの導入にあたっては、以下の優先順位を設定する。設定した優先順位と上記4.の調査・分析結果をもとに、採用する ICT ソリューションを選定する。
- 現地ルワンダ国でシステムの保守運用することを前提とし、ルワンダ国の現地企業またはルワンダ国で活動可能な企業へ引き渡すことを前提としてシステムの仕様とする
- 上記前提のシステム保守運用を行う企業の選定を行う。

(優先順位)

- i) クラウドプラットフォーム上のサービス (SaaS)
(例) Google Classroom など
 - ii) 既設パッケージサービスの導入
(例) Platon など
 - iii) スクラッチ開発 (既存サービスやパッケージソフトを活用しない自前開発)
- ICT ソリューションの開発にあたって、上記4.の調査結果をふまえ、学校教育現場や各家庭へのデバイスの配布計画も検討すること。

図1. ICT ソリューション導入時の進め方



① 教員養成課程授業用インタラクティブ・マルチメディア教材（教員養成校の教職員・生徒対象）

教員養成課程（全4コース）⁹における初等理数科に関連する科目における既存の教科書・教材を対象とし、授業において日常的に使用することを想定する。具体的には、教員養成課程上の科目 Mathematics、Integrated Science、Teaching Methodology and Practice（以下、「TMP」）を想定しており、後期中等教育レベルに対応する理数科科目は対象としない。教職員および生徒が使用することを想定し、始動用補助教材、練習問題やモジュール試験等を取り入れ、インタラクティブ性、学習効果のほか、動作環境も考慮すること。

② オンライン自己学習教材（教員養成校・デモンストレーションスクールの生徒対象）

教員養成課程生徒を対象とし、理科・算数/数学の基礎学力の補完的向上を支援する自己学習用教材を開発する。各自の私用端末や校内のコンピューター等を使ったオンラインが想定されるが、詳細計画策定フェーズに実施する調査・分析で最適な仕様を特定する。なお、同様の教材を初等教育課程用に適用し、デモンストレーションスクールでも展開する。

③ 個別最適化された学びのための総括的・形成的評価用マネジメントツール（教員養成校・デモンストレーションスクールの教職員対象）

教員養成校やデモンストレーションスクールの教職員が生徒の指導・支援に活用することを想定した学習管理ツールを開発する。日常的な学びや試験結果を一元管理し可視化することで、個々の生徒の学びのトラッキングを可能にする。

⁹ 教員養成課程には、Early Childhood and Lower Primary Education (ECLPE)、Social Studies Education (SSE)、Languages Education (LE)、およびScience and Mathematics Education (SME)の4コースがあり、本プロジェクトではコース横断的に特定科目への支援を想定している。

④ 学びの個別最適化による学校内/家庭用学習教材（ノンデジタル含む）
（デモンストレーションスクール生徒対象）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校の経験により、集合型の学校教育に依存せずに学習を継続する必要性が高まっている。現時点もなお部分的にロックダウン・休校措置が取られている地域もあり、ウィズコロナ・ポストコロナを前提に持続可能な学びの体制を構築することが望まれるほか、学びの改善（特に理数科基礎学力の向上）のためにも、正規授業の改善に加え、家庭学習による子どもの学習時間の増加に取り組む必要がある。既存の学校施設を活用したデジタル教材に加えて、生徒・児童が家庭に持ち帰って学習を継続できる家庭用学習教材を開発するが、家庭においては学校以上に ICT 活用の制約が多いため、デジタル要素を最小限に留めたローテクノロジー教材やノンデジタル（紙媒体等の従来型）教材を検討する。一方で、本活動は5年にかかる長期の活動であり、5年の間にルワンダ国の情報通信インフラ状況が発展する考慮もあるため、将来を見据えてデジタル・ノンデジタルの両面で教材の仕様を検討する。

例）ノンデジタル教材：従来の紙媒体の教材¹⁰

デジタル教材：スマートフォンによるオンライン学習教材

⑤ 教員と保護者の連携による家庭学習用モニタリングツール（デモンストレーションスクールの保護者と教職員対象）

上記④の学習者用教材に加えて、教員と保護者の連携による家庭学習の適切なモニタリング・支援を可能にする学習管理ツールを開発する。保護者による使用が想定されるため、操作の簡易性を考慮した仕様にする。

⑥ 教員研修用教材（教員養成校の教職員と生徒、デモンストレーションスクールの教職員対象）

上記①～⑤のような新たに導入する教材を活用した授業や指導の実践に係る導入研修や継続研修等を実施する際の研修用教材についてもデジタル化を検討する。たとえば、ICT 利活用型モデル授業の開発・映像教材の作成等が考えられるが、世界銀行基礎教育プロジェクトによる介入の内容を詳細に確認し、相乗的・補完的に成果を目指せる内容とする。

⑦ メンタリングと学び合いのためのオンラインプラットフォーム

下記ア)～イ)の通り、対象校指導員・教員・生徒間のオンラインプラットフォームを開設する。なお、教育庁の E-learning Platform¹¹を含め、既存の製品・サービスを積極的に活用することとし、仕様や開発に際しては十分にユーザーの使いやすさや教育庁等による持続的な管理について留意すること。

ア) 教員養成校卒業生・指導員間

本プロジェクトの上位目標では、教員養成課程で ICT 利活用型の授業で学び卒業する新規教員が、配属先の学校で自ら ICT を活用した指導を実践していくことを目指している。

¹⁰ 他案件等で JICA が既に開発している教材（例えば算数ドリル等）を積極的に活用すること

¹¹ <https://elearning.reb.rw/>

新規教員の配属後研修等は現在 SEI や School-based Mentor（以下「SBM」）が担っており、郡およびセクターの職能研修委員会（District/Sector CPD Coordination Committee、以下「DCC」「SCC」）も活用されている。しかし、ICT 環境に制約の多い初等教育現場で本上位目標を達成するのは容易ではなく、能力強化された養成校指導員による継続的な支援が必要である。

そこで本プロジェクトでは、養成校指導員による養成校卒業生（新規教員）へのメンタリングを想定したオンラインプラットフォームを開設し、導入していく。定期メンタリングでは、学校長や Director of Study（以下「DOS」）および教科主任の同席も適宜検討する。また、指導員によるメンタリングに留まらず、新規教員間での情報交換・好事例共有等の学び合いも促進する。

イ) 教員養成校・デモンストレーションスクール・周辺校の理数科教員間

本プロジェクトでは、教員養成校とデモンストレーションスクールの連携による養成課程生徒の実践力強化に加えて、教員養成校指導員とデモンストレーションスクール教員による相互インプットも想定している。これら教員間のためのオンラインプラットフォームを開設し、好事例を含む情報共有・意見交換による自己研鑽の促進に貢献する。また、対象校内の校内研修で活用していくほか、附属校から周辺校へ成果を波及していく際の SCC 等における活用も想定する。

(2) 対象校間の連携による活動内容

本プロジェクトでは、教員養成校間・デモンストレーションスクール間それぞれの CPD 等クラスター研修による教材・授業の定着と改善のほか、教員養成校とデモンストレーションスクールの連携活動により、教員養成校生徒およびデモンストレーションスクール教職員相互の能力強化を図る。ただし、世界銀行案件との調整が必要であることから、基本計画上では具体的な活動を特定していない。詳細計画策定フェーズにおける世界銀行との十分な協議と合意を経て、具体的な連携内容を検討し、対象校間で合意を締結する。

(3) 教材の導入と定着、および教職員の能力研鑽に係る研修内容

開発する教材の導入研修の内容と仕組みについて、SIIQS をはじめとした JICA のこれまでの取組による成果・教訓、他開発協力機関による活動、ルワンダ側の研修制度や方針を含めた調査・分析、対象校の教職員を含むルワンダ側との協議により検討し、実施の仕組みと内容を特定する。

また、導入後の継続的な教員能力研鑽・授業改善については、授業研究を含む校内研修、および好事例・知見の共有を含む対象校間のクラスター研修を想定している。世界銀行事業との調整の上で研修計画を策定する。

(4) 自己学習推進のための学校-保護者間連携のメカニズム

学校と保護者の連携による教育改善は、これまでもルワンダ政府が推奨してきたアプローチではあるものの、基本的には就学・通学に係る保護者への啓発活動に留まっており、学びの改善に係る取組はこれまでほとんど行われてきていない。他方で、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の教育の在り方と

して、また、MINEDUC の HC タスクフォースがより密な保護者連携による教育の質の改善を課題として提唱するなどからも見受けられるように、保護者をはじめとした地域住民を巻き込んだ教育活動の機運は高まっている。

本プロジェクトでは、生徒・子どもの家庭学習・自己学習およびそのモニタリング・支援体制の構築・強化を通じた学習時間の増加による学びの改善を目指す、学校外の関係者を巻き込んだ活動はルワンダにおける JICA の取組上前例がないことから、調査・分析に基づいた仮説により機能するメカニズムの特定が必須である。

6. 詳細計画策定調査の支援

詳細計画策定は発注者が主となり実施するが、プロジェクトチームは必要な情報の収集、教育省・教育庁を含むルワンダ側関係者との連絡調整を行い、特に事業内容を方向付ける協議に際しては、詳細計画策定フェーズ中の調査・分析結果を踏まえ、具体的なインプットを行い、PDM, PO の変更を含む案件の方向性検討を支援する。

《本格活動実施フェーズ》

1. プロジェクト実施体制の見直し

改訂版 R/D の記載事項を前提に、必要に応じて教育省・教育庁を含むプロジェクト運営チーム・実施チームと共に、協力開始時点に合意したプロジェクト実施体制を見直し、文書として取りまとめる。

2. ワークプラン（本格活動実施フェーズ）の作成

詳細計画策定フェーズの結果・成果を整理し、改訂版 R/D をもとに、プロジェクトおよび本格活動実施フェーズ基本方針・方法、実施体制案、開発・導入する教材や ICT ソリューションの仕様と維持管理体制、導入・普及計画、業務工程計画等を作成し、JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）の承認を得た上で、ワークプラン（本格活動実施フェーズ）として取りまとめる。

3. ワークプラン（本格活動実施フェーズ）の説明・協議・共有

ワークプラン（本格活動実施フェーズ）についてルワンダ側と共有・協議し、最終化を図る。また、ルワンダ側との協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。

なお、本格活動実施フェーズ開始時点で速やかに JCC を開催し、JCC メンバーへ同プラン内容を含むプロジェクトおよび本格活動実施フェーズの概要を説明すること。また、プロジェクト終了時には、JCC の機会等を利用して、教育セクター等関係者に対して成果を報告することとし、プロジェクト終了後の持続性についても関係者と十分に議論すること。

また、教育セクターの開発協力機関等を対象に、既存の開発協力機関の会合等の機会を活用し、C/P と共同でワークプランに基づいたプロジェクトの概要を説明し意見交換を行い、関係者間の共通認識を醸成する。

4. 教材・ICT ソリューションの開発・作成

詳細計画策定フェーズを通じて提案し、R/D改訂によりルワンダ側と合意した教材・ICTソリューションを作成する。なお、作成にあたっては、可能な限りルワンダの教育産業や本邦企業による開発済の教材の活用を検討すること。

5. 開発した教材やICTソリューションの改訂・最終化

開発した教材やICTソリューションについては、本格導入前に一定期間の検証・試行活動を実施し、動作や利用上の課題等を特定するほか、試行活動による学習効果についても検証する。

検証・試行により表出した課題については、修正・改訂を重ねて最終化する。なお、最終化までに複数回の検証・試行と改訂を要することが見込まれるため、これらの活動は効果的な教材とツールの最終化のために十分な期間を設けて実施すること。最終化した教材・ツールは、JCCにて正式に教育省・教育庁の承認・認定を得ることとし、必要な手続きを行うこと。

6. 開発した教材やICTソリューションの導入・導入研修

開発した教材の導入計画を作成し、地方行政官・学校長・DOS等、維持管理および活用促進に際して必要な関係者、および使用者である教員養成校・デモンストレーションスクール教職員に対して導入研修を実施する。なお、使用者への研修実施は可能な限り地方行政官等自らが中心に実施できるよう留意する。

7. 教職員の持続的かつ主体的な授業実践を促すインセンティブの構築

これまでの実践に対し、利用者が主体的に新導入教材・ICTソリューションの活用および指導力の向上に努めるための動機付けが必要となる。ルワンダ側が持続的に維持できるよう、プロジェクト終了後の持続性に留意し、たとえば地方行政官や学校長による表彰や、SBM・DOSを活用したモニタリング・評価等、可能な限り現行の仕組みと関連付けて検討・構築する。

8. 開発した教材やICTソリューションを使用した授業実践の促進

教員養成校・デモンストレーションスクールの教職員が、新たに導入された教材・ICTソリューションを活用した授業実践を継続的に改善・実践していけるよう、下記(1)～(4)の活動を行う。なお、本活動については、世界銀行事業との連携が前提となることから、詳細はR/D改訂時に決定する。

(1) 教員養成校教職員間のCPD活動

2017年から2019年までSIIQSプロジェクトを通じて強化してきた校内研修を活用し、教員養成校教職員による新導入教材・ICTソリューションを活用した指導の継続強化を目的とした取組を行う。

(2) 教員養成校・デモンストレーションスクール間の連携・ネットワーキング・CPD活動

教員養成校は全国で16校あるため、校内の好事例を複数校で共有し合う、互いの学校を訪問し授業研究を行うなど、新導入教材の活用を促進するための活動を積極的に取り入れる。また、SIIQSプロジェクトでは、郡レベル・セクターレベルで実施されるSCC・DCCにも取り組んだが、ルワンダでは新規養成教員の着任後研修もSCC・DCCを活用していく方針である。デモンストレーションスクールの現職教員研修に対して教員養成校指導員がイン

プットを行う、あるいは、教員養成課程に対して現職教員からインプットを行う等、実施形態や内容についてはプロジェクトチーム内で十分に協議の上、SCC・DCCの活用を推奨する。

(3) モデル授業のデザインと動画教材化

本プロジェクトの目標を達成するにあたって、教員養成校・デモンストレーションスクールの教職員や生徒が日々の校務や研修でもICTを活用する機会を促進することは重要である。研修の実施にあたっては、必ずしも対面型にこだわる必要は無く、内容に応じて積極的なビデオやオンライン会議の活用を検討する。SIIQSプロジェクトでは授業研究を中心とした校内研修に取り組んできたことから、その成果と教訓を十分に分析の上、ICTを活用した授業実践のモデル授業をデザイン・録画し、下記(4)のように活用することが推奨される。

(4) 現職教員研修・自己研鑽におけるモデル授業動画教材の活用

上記(3)で作成したモデル授業動画教材については、教員養成校・デモンストレーションスクールにおける校内研修、SCC、DCC等で活用が想定されるほか、必ずしも教員養成校・デモンストレーションスクール内で留める必要は無く、適宜全国規模の現職教員研修等においても活用することが期待される。

9. 開発した教材を含むICT設備・端末の維持管理体制強化

詳細計画策定フェーズにおいて協力校のICT設備整備状況、維持管理体制について、中長期的な計画・展望を含めて十分に調査した上で教材を開発することとしているが、同時に、導入後およびプロジェクト終了後を見据えた維持管理体制を検討し、持続性に留意して導入時に体制強化を図る。

10. 自己学習を支援する体制の構築、および関係者に対する研修の実施とモニタリング

本プロジェクトの成果3では、教職員以外の関係者（保護者、地方行政官、住民等）による家庭学習の支援促進に取り組む。正規授業外の自己学習や保護者による学習支援の必要性は強調されてきているものの、就学・通学啓発以外の具体的な取組は無い状態のため、現行のParents-Teachers Association（以下「PTA」）やSchool General Assembly（以下「SGA」）を活用し、新たに開発・導入する教材・ツールによる自己学習の持続的支援体制を構築する。また、家庭学習向けに開発した教材・ツールについて、各関係者の役割に応じて研修を実施し、関係者全員が家庭学習のモニタリング・支援を独立して実践できるよう準備する。

11. デモンストレーションスクールの好事例・経験の周辺校への普及

デモンストレーションスクールにおけるICT利活用型授業の実践や自己学習について、SCC・DCC等のクラスター研修を通じて、周辺校へ波及させる。なお、教員養成校やデモンストレーションスクールとは異なり、周辺校は必ずしもICT活用環境の整備が行き届いているわけではない。世銀QBEPやJICAの他スキームによる支援も検討されているものの、現時点では定かでは無く、本プロジェクトの上位目標（教員養成校卒業生の配属校における学力向上）を見据え、限定的な環境下における活用の可能性についても検討すること。

《全フェーズ共通》

12. 本邦研修の実施

本プロジェクトの関係者を対象とし、本契約の枠内で国別研修を2回実施する。ICTを活用した理数科授業や学習支援を実践している小学校や、ICTを活用した学びの改善に関する知見のある大学等との協働を想定している。

(1) 目的

ICTを活用した理数科教育の日本の教育現場における実践の視察と、ルワンダにおける有効な活用に関する検討

(2) 実施規模

1回につき最大6名程度および本邦滞在期間6日以内

13. モニタリングおよび進捗レビュー

プロジェクトチームは、JICA本部（人間開発部基礎教育第二チーム）から提供されるフォーマットに基づき、6カ月に一度、C/Pを含むプロジェクト運営・実施チームと共に Monitoring Sheet を作成する。作成した Monitoring Sheet の内容は、JCCにおいて教育省・教育庁へ報告し、必要事項を協議する。

JCCの内容を含めて最終化した Monitoring Sheet は JICA へ提出する。なお、その際、R/D署名時に合意した PDM、PO の変更の必要性がないか確認し、変更する必要がある場合には JICA と協議すること。

なお、本格活動実施フェーズの中間時点・終了6カ月前時点においては、評価グリッドを作成の上、長期専門家を中心に案件進捗のレビューを行うこと。

また JICA は、プロジェクト期間中、月次進捗報告会の実施を予定している。活動の進捗および成果・検討事項等に関しては、本報告会を通じて常に報告・相談すること。

14. 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）の開催

本プロジェクトの円滑かつ効果的な運営のため、R/D添付に基づき JCC を設置する。JCC は少なくとも半年に1回程度開催し、必要に応じてプロジェクトに関する重要事項に係る意思決定をする。また、JCC では、プロジェクトの進捗や懸念事項、成果の発現に資する提案等を関係者間で共有・協議し、その結果を適宜業務計画に反映させる。そのため、ルワンダ側の Project Supervisor および Manager を主催者とし、日本人専門家は主催者および C/P チームと議題について事前に協議し開催・運営支援を行う。なお、JCC のアジェンダ、発表内容等については JICA 側と事前に協議すること。

15. 日本国内および現地の会議開催

プロジェクトチームは、JICA 本部及び JICA ルワンダ事務所と繋いだ月次進捗報告会を開催し、会議資料及び議事録を作成・提出する。また、本業務に関連した会議に適宜出席する際も同様とする。なお、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項及び方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。また、現地での C/P との協議についても適宜メモランダムを取り交わす等、合意事項を必ず文書で確認することとする。

16. 業務進捗報告書・業務完了報告書の作成・協議等
本プロジェクト第1期契約終了時には業務進捗報告書を作成し、合同調整委員会（JCC）等にて関係者と協議し、プロジェクト進捗状況を共有する。
本プロジェクト終了に際しては業務完了報告書を作成・協議し、プロジェクト内外の関係者に対して、プロジェクト活動報告や成果共有のためのワークショップ、プロジェクト最終報告会等を開催する。
17. プロジェクト終了後に向けたマニュアルや機材の引渡し
プロジェクト終了に際し、プロジェクト期間中に作成した教材や使用した機材をルワンダ側へ確実に引き渡す。著作権については、教材作成時に引用箇所や写真など著作権・肖像権・使用許諾等に問題ないことを確認し、プロジェクト終了後もC/Pが活動を継続できるよう、活用方法を含むマニュアルを作成し、管理体制も整備した上で、引き渡しを行う。引き渡しにあたっては、成果品の所有権およびメンテナンスの責任範囲をC/PおよびJICAと協議のうえ合意すること。なお、プロジェクト終了時点で次期フェーズが計画されている場合には、JICA本部及びJICAルワンダ事務所と協議の上、対応すること。
18. 運営指導調査に対する協力
プロジェクトチームは、技術移転の成果及び目標達成度、業務実績等の情報提供等を通じ、JICAが実施を予定する運営指導調査（年1回程度）に協力する。
19. 情報通信インフラ環境・技術的進歩の定期的モニタリング
本活動は5年間に渡る活動であるため、その間にルワンダ国の情報通信インフラ環境や教育ICT分野における技術的進歩が大きく発展する可能性が高い。上記を定期的にモニタリングし、当初の計画内容を進めることが適切であるかモニタリング・分析・報告を行う。
20. 広報活動
業務の実施にあたっては、本協力の意義、活動内容及びその成果をルワンダおよび我が国両方の国民各層に正しく理解してもらえよう、本プロジェクトの活動や成果を可視化し、効果的な広報に務めること。広報活動の全体方針並びに具体的な使用媒体とその活用方法を、業務期間中適宜JICA本部に対し提案すること。また、同プロジェクトに関する既存のウェブサイトやJICAが開設する技術協力ウェブサイト（日本語・英語）のコンテンツの中で、活動の進捗状況等を広報すること。
また、各種セミナーや国際会議等でプロジェクトの成果発表を勧奨する（JICAが発表を依頼する場合もある）。加えて、教科書表紙等にJICAロゴまたは日本国旗が含まれるよう提案するなど、我が国の協力の見える化にも積極的に取り組むこと。現時点で想定される広報活動について、プロポーザルにて提案し、見積もりについては別見積りに含めること。

第8条 報告書等

1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

期	報告書等	時期等	言語・部数
第1期	業務計画書（第1期契約） （共通仕様書の規定に基づく）	第1期契約締結後 10営業日以内	和文1部
	ワークプラン（詳細計画策定フェーズ）	2021年9月頃	和文3部 英文7部
	プロジェクト業務進捗報告書 （上述7条5に示された内容を含む詳細 計画策定フェーズ報告書）	2021年12月頃	和文1部
第2期	業務計画書（第2期契約） （共通仕様書の規定に基づく）	第2期契約締結後 10営業日以内	和文1部
	ワークプラン（本格活動実施フェーズ）	2022年2月頃	和文3部 英文7部
	Monitoring Sheet Ver. 1	2022年7月頃	和文1部 英文7部
	Monitoring Sheet Ver. 2	2023年1月頃	和文1部 英文7部
	Monitoring Sheet Ver. 3	2023年7月頃	和文1部 英文7部
	プロジェクト業務進捗報告書	2024年4月頃	和文1部
第3期	業務計画書（第3期契約） （共通仕様書の規定に基づく）	第3期契約締結後 10営業日以内	和文1部
	Monitoring Sheet Ver. 4	2025年1月頃	和文1部 英文7部
	Monitoring Sheet Ver. 5	2025年7月頃	和文1部 英文7部
	Monitoring Sheet Ver. 6	2026年1月頃	和文1部 英文7部
	プロジェクト事業完了報告書	2026年9月頃	和文3部 英文7部

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。また、すべての報告書は電子データも併せて提出する。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）はJICAとプロジェクトチームで協議、確認する。

なお、英文版は、教育省に1部、教育庁に1部、教育庁Curriculum部局に1部、TDM部局に1部、ICT部局に1部、SPIUに1部、JICAルワンダ事務所に1部提出すること。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA本部とプロジェクトチームで協議、確認する。

(1) ワークプラン記載項目（案）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法

- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
 - ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
 - ⑥ PO 及び業務フローチャート
 - ⑦ 詳細活動計画
 - ⑧ 要員計画
 - ⑨ 先方実施機関便宜供与負担事項
 - ⑩ その他必要事項
- (2) プロジェクト業務進捗報告書／プロジェクト事業完了報告書記載項目（案）
- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - ② 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
 - ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - ④ プロジェクト目標の達成度（運営指導調査時の概要等）
 - ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
 - ⑥ 次期活動計画（進捗報告書のみ）
- 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない）
- ア) PDM（最新版、変遷経緯）
 - イ) 業務フローチャート
 - ウ) 詳細活動計画（WBS 等を活用）
 - エ) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - オ) 研修員受入れ実績
 - カ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
 - キ) 合同調整委員会議事録等
 - ク) その他活動実績

2. 技術協力成果品等

プロジェクトチームが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれ完成時点で電子データを提出の上、簡易製本版は直後の報告書等に添付して提出することとする。

- (1) ベースライン調査計画書／報告書
- (2) エンドライン調査計画書／報告書
- (3) 正規授業外自己学習に係る現状調査報告書
- (4) 各種新導入教材・ICT ソリューション仕様書
- (5) ICT 利活用型理数科授業促進計画
- (6) 正規授業外自己学習推進計画

3. モニタリングシート

別途 JICA が指定する様式に基づき、C/P を含む関係者ととともにモニタリングシートを作成し、6 ヶ月毎に更新を行うとともに JICA へ提出する。

4. 業務従事月報

プロジェクトチームは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA 本部に提出する。なお、先方と文書

にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA 本部に報告するものとする。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 活動に関する写真
- (3) WBS (Work Breakdown Structure)
- (4) 業務フローチャート
- (5) プロジェクトチームの従事計画／実績表
- (6) プロジェクト運営チーム・プロジェクト実施チーム会議議事録
- (7) 貸与物品リスト

5. 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA 書館の定型様式）を提出する。

第4章 業務実施上の条件

1. 業務工程

本契約は、下記の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

第1期契約：2021年8月～2022年1月

第2期契約：2022年2月～2024年5月

第3期契約：2024年6月～2026年10月

このため、第1期契約の終了時点において、第2期契約の業務内容の変更有無等について JICA 本部が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。第2期契約から第3期契約への移行時も同様。

2. 業務量目途と業務従事者構成案

(1) 業務量の目途

約 78 人月 (M/M)

(2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定しているが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案すること。

なお、以下に記載された格付目安を超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

また、本プロジェクトの実施に際しては、業務実施契約専門家に加えて「ICT 政策支援／モニタリング・評価／業務調整」分野の長期派遣専門家を別途1名派遣し、プロジェクトチームの一員とする予定である。

- ① 業務主任者／教師教育（2号）
- ② 算数教育
- ③ 理科教育
- ④ ICT 利活用1（3号）
- ⑤ ICT 利活用2／教材開発（3号）
- ⑥ 研修／モニタリング1
- ⑦ 保護者・コミュニティ連携／モニタリング2

3. 再委託

以下の業務については、本邦および業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

なお、再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

- (1) ベースライン・エンドライン調査
- (2) 新導入教材・ICTソリューションの技術調査

- (3) 新導入教材・ICT ソリューションのシステム開発
 - ① システム開発管理
 - ② システム要件定義
 - ③ PoC～仮説検証～分析
 - ④ 本格導入・詳細設計
 - ⑤ 本格導入・実装～テスト
 - ⑥ モニタリング～改善
- (4) 新導入教材・ICT ソリューションの作成・翻訳
- (5) 新導入教材・ICT ソリューションに係る研修実施
- (6) 授業・指導および自己学習に係るモニタリング業務

※ 新導入教材・ICT ソリューションの作成・翻訳の再委託先に対する補足説明
 ICT ソリューションの開発にあたっては、活動の複雑さや難易度の高さをふまえ、再委託先を検討する。以下を参考に可能な限り準ずる再委託先を検討すること。

- 上図1. 「ICT ソリューション導入時の進め方」を参考にプロジェクト管理体制を構築し、適切なシステム開発・管理手法に従って進めることができる。業務主任者がPMP（Project Management Professional）などのプロジェクト管理の資格を保有しているまたはそれに準ずる経験者であること。
- プログラム開発だけでなく、上図1. 「ICT ソリューション導入時の進め方」に記載の要件定義・設計・実装・テスト・稼働準備・稼働後支援を網羅的に作業ができる。要件定義においては、機能要件だけでなく、現地でのシステム運用やセキュリティ設計など非機能要件の整理ができる。
- PoC フェーズにおいては、短期間でサイクリックに作業を進めていく必要があるため、アジャイル型開発の手法を実践することができる。
- システム設計や実装プロセスにおいて、技術的な問題が発生した際にタイムリーに委託元・JICA・C/P に対し、報告・説明・対策検討・協議ができる。
- システム実装は今後のシステム保守を見据えて、ルワンダ国現地企業またはルワンダ国現地で活動ができる企業である。
- 現地企業にシステム実装を依頼する場合、その企業への情報引継（KT）およびコントロールを適切にすることができる。

4. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

下記の文書について電子データで配布する。

- 基本計画策定結果（協議議事録 Minutes of Meetings: M/M を含む）
- 基本合意文書（Record of Discussions: R/D）
- JICA ルワンダ事務所 C/P 旅費規程

(2) 公開資料

- ルワンダ国「学校ベースの現職教員研修の制度化・質の改善プロジェクト」事業完了報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12327375_01.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12327375_02.pdf

- ルワンダ国「教員間の校内相互研鑽強化プロジェクト」終了時評価報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12246518.pdf>
- ルワンダ国「中等理数科教育強化プロジェクト」終了時評価報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12043485.pdf>
- JICA 教育協力ポジションペーパー
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/education/index.html>

5. 対象国の便宜供与

- カウンターパートの配置
- プロジェクトオフィス及び各種設備の提供

6. その他留意事項

1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

現地作業期間中はJICAの安全管理基準及び行動規範に従って行動する。現地の治安状況については、JICALワンダ事務所在ルワンダ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。JICALワンダ事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況を取得するとともに、移動手段等、安全対策に関する同事務所の指示に従って行動する。なお、現在ルワンダは全土渡航可能地域に指定されているが、首都キガリ市以外の地方への移動については、JICALワンダ事務所長承認となっている。

2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。